(厚生労働委員会)

雇 用 保 険 法 等の一 部 を改正する法 律 案 閣 法 第五号)(衆議 院送付) 要旨

本 法 律 案 ば 景 気 が 下 降 局 面 に あ ı) 急 速 に 悪化 しつつあ る 雇 用 失 業情 勢 の下、 労働 者 の 生活 及び 雇 用 の

安 定 を 义 る た め 雇 用 保 険 制 度 に お L١ て、 受給 資 格 に 係 る 要 件 の 緩 和、 給 付 日 数 の 延 長 に 関 す る 暫 定 措 置 ഗ

創 設、 育 児 休 業 給 付 の 見 直 L 等 を 行うとともに、 負 担 軽 減 の 観 点 か 5 特 例 的 に 平 成 _ + 年 度 の 雇 用 保 険

率

を 引 き下 げ ようとする も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ る。

な ぉੑ 衆 議 院 に お ١J て、 基 本 手 当 の 支 給 に 関 す る 暫 定 措 置 等 に つ しし て、 離 職 の 日 [等が平 ·成二十 年三月三

+ 日 か 5 平 成二十 四年三月三十 日 ま で の 間 で あ る 受 給資 格 者 をそ の 対 象 とすること、 施 行期 日 を 平 成二

+ 年 四 月 日 か ら 平 成二十一年三月三十一 日 に 改め ること等 の 修 正 が 行 わ れた。

第一 雇用保険法の一部改正

一 基本手当の受給資格の改正

特 定 理 由 離 職 者 $\overline{}$ 離 職 し た 者 のうち、 当 該 離 職 につき特定受給資格者となる者以外の者で、 期 間 の 定

め の ある労 働 契 約 の 期 間 が満了し、 かつ、 当該労働契約 の り更新が ないこと(その者が更新を希望 L たに

者 た も 期 も か 間 の か ح ا が わらず、 通 算 て U 厚 て 生労 合 六 意 筃 働 が 月 成 省 以 立す 令 上 で で 定 るに至らなかっ 基 め 本手当の る 者 を ١J 受給 う。 た場合に限る。) 資 以下同じ。) 格 を 得られ に る そ も つ の L١ の とする。 τ 他 は の ゃ む 離 職 を 得 の な 日 以 しし 理 前 由 に 年 間 ょ IJ に 離 被 保 職 険 L

二 基本手当の支給に関する暫定措置

の 間 受 給 で 資 あ 格 る 特 に 定 係 理 る 離 由 職 離 職 の 者 日 が 平 厚 成二十一年三月三十一日 生 労 働 省 「 令 で 定 め る 者 に 限 衆 る。) 議 院 は、 修 正 当 該 から二十四年三月三十 受 給 資 格 者 身 体 障 害 日 者 等 ま ഗ で

Ξ 給 付 日 数 の 延 長 に 関 す る 暫 定 措 置

就

職

困

難

者

を

除

<

を

特

定

受給

資

格

者

ع

み

な

U

て

基

本手

当を

支

給す

1

間 障 で 成二十一 内 あ 害 受 る者 者等 給 の 資 失業してい 年三月三十 及び特定受給資格 の 格 就 に 職 係 木 る る日につい 離 難 者 職 日 以 の 日 外 $\overline{}$ 者 衆 又 の て、 議 は に 受給資格者のうち特定理 所 院 限る。) 所 定 修 定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。 正 給 付 であって、 から二十四年三月三十 日 数 に 相当する日 次の分又は分 由離職 数分 者 の (厚 に 日 基 本手当 該当す まで 生労働 の 間 るも の支給を受け 省令で定める者に で の あ に る受給資 つ ١J)終わ ては、 格 る日 者 限 受給期 る。 身体 が 平

(-)て 受 雇 給 用 資 機 格 会 が 不 に 係 足 る 離 L て 職 11 の る 日 لح に 認 お め L١ 5 て 四 れ + る 地 五 域 歳 لح 未 し 満 で て 厚 あ 生 る 者又 労 働 大 は 臣 厚 生労 が 指 働 定 す 省 令で る 地 定 域 め 内 る 基 に 居 準 住 に す 照 る 5 者 で

あ つ て、 公 共 職 業 安 定 所 長 が 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 基 準 に 照 5 し て 就 職 が 木 難 で あ る لح 認 め た も ഗ

 (\vec{x}) 公 共 職 業 安 定 所 長 が 厚 生 労 働 省 令で 定 め る 基 準 に 照 5 L て 当 該 受 給 資 格 者 の 知 識 技 能 職 業 経

験 そ の 他 の 実 情 を 勘 案 し て 再 就 職 の た め の 支 援 を 計 画 的 に 行 う 必 要 が あ る لح 認 め た 者

2 1 の 場 合 に 所 定 給 付 日 数 を 超 え て 基 本 手 当 を 支給 す る 日 数 は 六 + 日 を 限 度とす

四 就業促進手当に関する暫定措置

平 成 年三月三 $\overline{+}$ 日 衆 議 院 修 正 $\overline{}$ か ら二十四 年三 月三十 日 ま で の 間 に 安 定 L た 職 業 に 就 L١

た 者 に 係 る 再 就 職 手 当 は 当 該 職 業 に 就 61 た \Box の 前 日 に お け る 基 本 手 当 の 支 給 残 日 数 が 所 定 給 付 日 数 **ത**

三分 数 に + の 分 以 の 四 上 で 支 あ 給 る 残 も 日 の 数 に が 対 所 L 定 て 支給す 給付 日 る。 数 の三分 当 該 の二以 再 就 職 上で 手 当 あ の る 額 も は の に 基 は、 本 手 当 + 分 日 の 額 五 に を 乗 支 給 じ 残 て 日 得 数 た 相 数 当

を 乗 じ て 得 た 額 とす څ ま た 平 成二十 年三月三十一 日 $\overline{}$ 衆 議 院 修 正 か ら二十四年三月三十 日 ま

で の 間 に 安定した 職 業 に 就 しし た者に 係 る 常用 就 職 支度手当 の 額 は、 基 本手当 日 額 に 四十を乗じて得 た 額

を限度として厚生労働省令で定める額とする。

五 育児休業給付の改正

1 育 児休 業 者 職 場 復 帰 給付 金 を廃止し、 育児休業基本給付金に統合し、これを育児休業給付金とする。

2 育 児 休 業 給 付 金 の 額 は、 被 保 険 者 が 休業開 始 日に受給資格者となっ たとみなしたときに算定される

賃 金 日 額 に 支給 日 数 を 乗じ 7 得 た 額 の 百分 の 四 \mp (当分の間、 百 分の 五十) に相当する額とする。

第 二 労 働 保 険 の 保 険 料 の 徴 収 等 に 関 する 法 律 の 部 改 正

平 成二十 年 度 の 雇 用 保 険 率 įά 千 分 の + -・ 五 (うち失業等給 付 に 係る率千分の

び 清 酒 製 造 業 ば 千 分の十三・五 (同千分の十)、 建設業は千分の十四・五 (同千分の十))とする。

第三 船員保険法の一部改正

雇 用 保 険 法 の 改正に準じて、 失業保険金、 再就職 手当、 保険料率等に関する改正を行う。

第四 施行期日

こ の 法 律は、 平成二十一年三月三十一日(衆議院修正)から施行する。 ただし、 第一の五は平成二十二

年四月一日から施行する。

八)(農林水

産業及